

府子本第 140 号
元文科教第 154 号
子発 0613 第 1 号
令和元年 6 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事
各指定都市・中核市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省総合教育政策局長
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の改正について（通知）

第 198 回国会において成立し、令和元年 6 月 7 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号。以下「第 9 次地方分権一括法」という。）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）及び教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）が改正されました（別添 1 参照）。

これらの改正の概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、運用に遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

なお、本改正に伴う関係法令及び通知の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

1 改正の概要

(1) 改正の趣旨

地方公共団体が設置及び認可等を行う幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保を可能とし、幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進することにより、地域における幼児期の教育及び保育の一体的な提供や待機児童対策に資するため、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等について緩和する特例を延長するもの。

(2) 改正の内容

認定こども園法一部改正法の一部改正関係（第9次地方分権一括法第2条）

以下（ ）及び（ ）の特例の期間について、認定こども園法一部改正法の施行の日から5年間（令和元年度末）となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年間（令和6年度末）に改めることとしたこと。

（ ）保育教諭等の資格の特例

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならないが、認定こども園法一部改正法附則第5条第1項及び第2項の規定により、特例として、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることができる。

（ ）旧免許状所持者の更新講習の受講義務の特例

教育職員の免許状更新制が導入される前の旧免許状所持者は、原則として、更新講習を受講しなければ保育教諭等を含む教育職員になることができないが、認定こども園法一部改正法附則第5条第3項の規定により、特例として、更新講習を受講していない幼稚園教諭の旧免許状所持者であっても、保育士の登録を受けていれば、保育教諭等となることができる。

教育職員免許法の一部改正関係（第9次地方分権一括法第4条）

保育士の登録を受けている者であって文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して、教育職員免許法第6条第1項による教育職員検定により幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合の学力及び実務の検定の特例の期間について、認定こども園法一部改正法の施行の日から5年を経過するまでの間となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年を経過するまでの間に改めることとしたこと。

2 施行期日（第9次地方分権一括法附則第1第3号）

1の改正の施行期日は、令和2年4月1日としたこと。

3 留意事項

都道府県・指定都市・中核市においては、教育委員会等の庁内関係部局や、域内の養成機関、関係団体、市区町村等と連携を図りつつ、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有していない保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有できるよう、必要な情報提供や関係機関等との調整などの支援に努めていただきたいこと。

以上

【別添資料】

第9次地方分権一括法（本文・新旧対象表）（関係部分抜粋）

本件連絡先

< 認定こども園法一部改正法について >

内閣府子ども・子育て本部

電 話：03-6257-3095（直通）

< 教育職員免許法について >

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電 話：03-5253-4111（内線：3969）

e-mail：menkyo@mext.go.jp